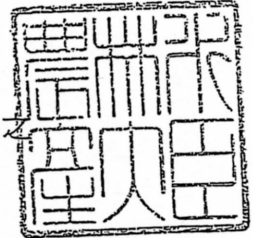


15消安第4261号
平成15年12月19日

農業資材審議会長
瀬尾康久 殿

農林水産大臣 亀井善之



飼料の基準及び規格の改正並びに飼料の公定規格の改正に関する諮問
について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく飼料の基準・規格の改正及び法第26条第1項の規定に基づく飼料の公定規格の改正に係る下記事項について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第3条第1項の規定に基づく飼料に係る基準・規格の改正について
 - (1) 牛のせき柱及び死亡牛の使用禁止に係る動物性油脂の基準・規格の改正
 - (2) 豚由来たん白質等の飼料利用に係る基準・規格の改正

- 2 法第26条第1項の規定に基づく飼料の公定規格の改正について

飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林水産省告示第756号）の備考の3の規定に基づく可消化養分総量等の計算方法の別表の一部改正